

資格取得後の質の確保に係る対策の概要について

公認会計士試験

座学研修
(実務補習)実務経験
(業務補助・実務従事)

公認会計士登録

資格取得後の対策

継続的専門研修(CPE)

- ・ 3事業年度で120単位以上の受講が必要
(平成20年度までは年間40単位。一年間だけ遡及して補充可)
- ・ 日本公認会計士協会(以下、「協会」)の自主規制として行っていたものを、平成16年度から法定化
(注)平成15年改正において、公認会計士の登録の有効期間及び更新制度の導入については、CPEの効果を適切に評価したうえで、導入する方向で検討することが適切とされた。

監査法人・個人事務所
における品質管理対策

- ・ 協会による品質管理レビュー(法定)
- ・ 上場会社監査事務所登録制度(自主規制)
- ・ 公認会計士・監査審査会によるモニタリング
- ・ 金融庁による処分

虚偽証明等
に対する処分

- ・ 金融庁による処分
- ・ 協会による処分(自主規制)

公認会計士の資格取得後の質の確保に係る対策について

1. 継続的専門研修(CPE) [根拠:公認会計士法] …参考資料(P4)
 - ・ 公認会計士は、資格取得後においても、公認会計士法(以下「法」)第 28 条の規定に基づき、資質の向上を図るため研修(CPE)を受けることが義務付けられている。
 - ・ 3事業年度で 120 単位以上の受講が必要。
 - ・ 日本公認会計士協会(以下「協会」)がCPEで認められる科目の設定を含め実施。
 - ・ 協会の自主規制として行っていたところを、平成 16 年度から法定化。
(注)平成 15 年改正において、公認会計士の登録の有効期間及び更新制度の導入については、CPE の効果を適切に評価したうえで、導入する方向で検討することが適切とされた。

2. 品質管理レビュー [根拠:公認会計士法] …参考資料(P7~)
 - ・ 協会は、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、法第 46 条の9の2に基づき、品質管理レビューを行う。
 - ・ 協会の自主規制として行っていたところを、平成 16 年度から法定化。

3. 上場会社監査事務所登録制度 [根拠:協会会則] …参考資料(P9)
 - ・ 協会は、上場会社の監査を行う監査事務所の品質管理体制への指導・監督を強化し、監査の信頼性の向上を図るため、平成 19 年度から上場会社監査事務所登録制度を自主規制として開始。
 - ・ 上場会社監査事務所登録数 約 150 事務所(平成 22 年1月現在)
 - ・ 上場会社監査事務所登録取消件数 1件(平成 22 年1月まで)

4. 公認会計士・監査審査会によるモニタリング制度[根拠:公認会計士法]…参考資料(P10~)
 - ・ 品質管理レビューについて、公平性・中立性・有効性の一層の向上を図る観点から、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」)によるモニタリング制度を、平成 16 年度から法定化。
 - ・ 審査会は、協会からの品質管理レビューに関する報告を受け、監査法人等に対して必要に応じて検査や報告徴収を行う。(法第 46 条の9の2第2項、法第 49 条の3)
 - ・ その結果、審査会は必要に応じて、監査法人等の業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁に勧告する。(法第 41 条の2)
[平成 18 年度以降勧告件数 14 件]

5. 公認会計士等に対する処分等 [根拠: 公認会計士法]

…参考資料(P12～)

〈業務管理体制の不備〉

- ・ 公認会計士及び監査法人が公認会計士法で求められる業務管理体制の整備が不十分な場合(審査会の勧告案件等)の処分等。(法第 31 条第2項、法第 34 条の 21 第1項、2項)

〈虚偽証明〉

- ・ 公認会計士及び監査法人が故意又は過失により、虚偽等のある財務書類を虚偽等の無いものと証明した場合の処分。(法 30 条、法第 34 条の 21 第2項)

〈法令違反〉

- ・ 公認会計士及び監査法人が公認会計士法の法令等に違反した場合(信用失墜行為(インサイダー取引、脱税行為等))の処分等。(法第 31 条、法第 34 条の 21 第1項、2項)

〈平成 16 事務年度以降の処分等実績〉

【公認会計士】

業務改善指示(0件)

戒告(0件)、二年以内の業務停止(33件)、登録抹消(7件)

課徴金納付命令(0件)

【監査法人】

業務改善指示(13件)

業務改善命令(2件)

戒告(8件)、二年以内の業務停止(5件)、解散命令(0件)

課徴金納付命令(0件)

6. 日本公認会計士協会による自主的処分 [根拠: 協会会則]

…参考資料(P17)

- ・ 協会の定める会則に基づき、会長は会員及び準会員(試験合格者等)に対して懲戒の処分をすることができる。
- ・ 懲戒の種類
 - 一. 戒告
 - 二. 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止
 - 三. 除名(準会員に対して適用)
 - 四. 本会からの退会の勧告
 - 五. 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求
- ・ 協会の監査業務審査会は、会員の監査実施状況、監査意見の妥当性、倫理に関わる案件(準会員も対象)、について調査し、会長に意見具申する。
- ・ 協会の綱紀審査会は、会長から審査要請があった事案に係る会員及び準会員に係る法令等違反事実を調査・審議し、その処分内容を決定する。

- ・ 公認会計士法において、公認会計士は日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けることとされている。
- ・ 日本公認会計士協会は、公認会計士としての資質の維持・向上、及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、研修制度 (CPE) を設け、会員に対して毎年研修を行う。

○ 研修の方法

- ・ 集合研修、自己学習、著者等執筆、研修会等講師

○ 研修内容

- ・ 監査業務その他の公認会計士業務に関する事項
- ・ 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

○ 研修の受講

1事業年度につき40単位以上

<必要な単位数>

- ・ 当該事業年度を含む直前3事業年度の合計が120単位
- ・ 1事業年度、20単位以上
(※業務を行わないなどの理由により、研修の必要単位数が軽減された場合に20単位未満であればその単位数)
- ・ 必須単位 (集合研修)
 - 職業倫理に関する研修科目…2単位
 - 監査の品質に関する研修科目…6単位 (※法定監査業務に従事する者に限る)

○ 研修の免除・軽減

【免除】…1事業年度を通じて、公認会計士業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には研修を免除

【軽減】…公認会計士業務を行わない期間が1事業年度の相当の部分に及ぶ場合、又は及ぶと見込まれる場合には研修を軽減
(業務を行わない期間に応じて5単位にまで軽減)

<免除・軽減の対象事由(例)>

「一般企業に勤務」、「国又は地方公共団体に常時勤務」、「国会議員・地方公共団体の議会の議員」、「海外在住」、「療養中」、「育児」など

(注) 「名刺」、「事務封筒・看板」、「講演」などで公認会計士の肩書きを使用している場合は、公認会計士業務を行っているのみならず20単位の履修が必要

公認会計士監査制度の充実・強化

金融審議会 公認会計士制度部会 報告（抄） 平成14年12月17日

4. 公認会計士の資質の向上と公認会計士試験制度のあり方

(1) 基本的な考え方

公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきであると基本的に位置づけられる。

公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。

(2) 公認会計士の資質の向上

② 登録更新制度の導入と「継続的専門研修」の履行の義務づけ

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、資格取得後も、その専門的能力と幅広い見識を維持・向上させていくことが重要である。

このため、公認会計士の登録については、法制度上、一定の有効期間を設けるとともに、引き続き登録する場合には、登録の更新を必要とする「更新制度」を導入する方向で検討することが適切である。

ただし、その導入に当たっては、本年4月から導入された公認会計士協会の「自主規制」による「継続的専門研修」の義務づけの効果を適切に評価することが必要である。

また、併せて、法制度上、「継続的専門研修」の受講を義務づけるとともに、当該受講を「更新制度」における要件の一つとする方向で検討することが適切である。

(3) 公認会計士試験制度の見直し

① 具体的な方策

我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが必要不可欠である。

このために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

公認会計士の人数の拡大については、試験合格者の資質を確保しつつ、受験者数の大幅な増加を図るための方策、専門資格者などに対する試験の免除、高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携が不可欠である。

まず、第一に、受験者数の増加については、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直しが必要である。

(略)

C P E 義務不履行者数の推移

【C P E③】
(単位：人)

\	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
法定義務不履行者	817	692	671	551	557
法定義務達成率	94.0%	95.1%	95.5%	96.5%	96.6%
法定義務不履行者のうち氏名等公表の自主処分を受けた者	3	3	11	84	120
法定義務履行者のうち自主規制である「職業倫理」4単位を履修しなかった者	0	0	598	316	191

(注1) 「法定義務不履行者」とは、平成16年度以降の取得単位数の累計が、取得すべき単位数の累計に満たない者。

すなわち、当該年度に義務不履行であったか又は当該年度以前に義務不履行であったかのいずれかを満たす者であって、過去の不足単位を後から履修した者を除く。

(注2) 平成20年度義務不履行者557名のうち、平成20年度において内閣府令で定める40単位を履修していない者は451名。

(注3) 「法定義務達成率」とは、義務対象者(免除・軽減承認された者を除く。)に占める法定義務履行者の比率。

(注4) 氏名等公表の対象者とした基準については以下のとおり。

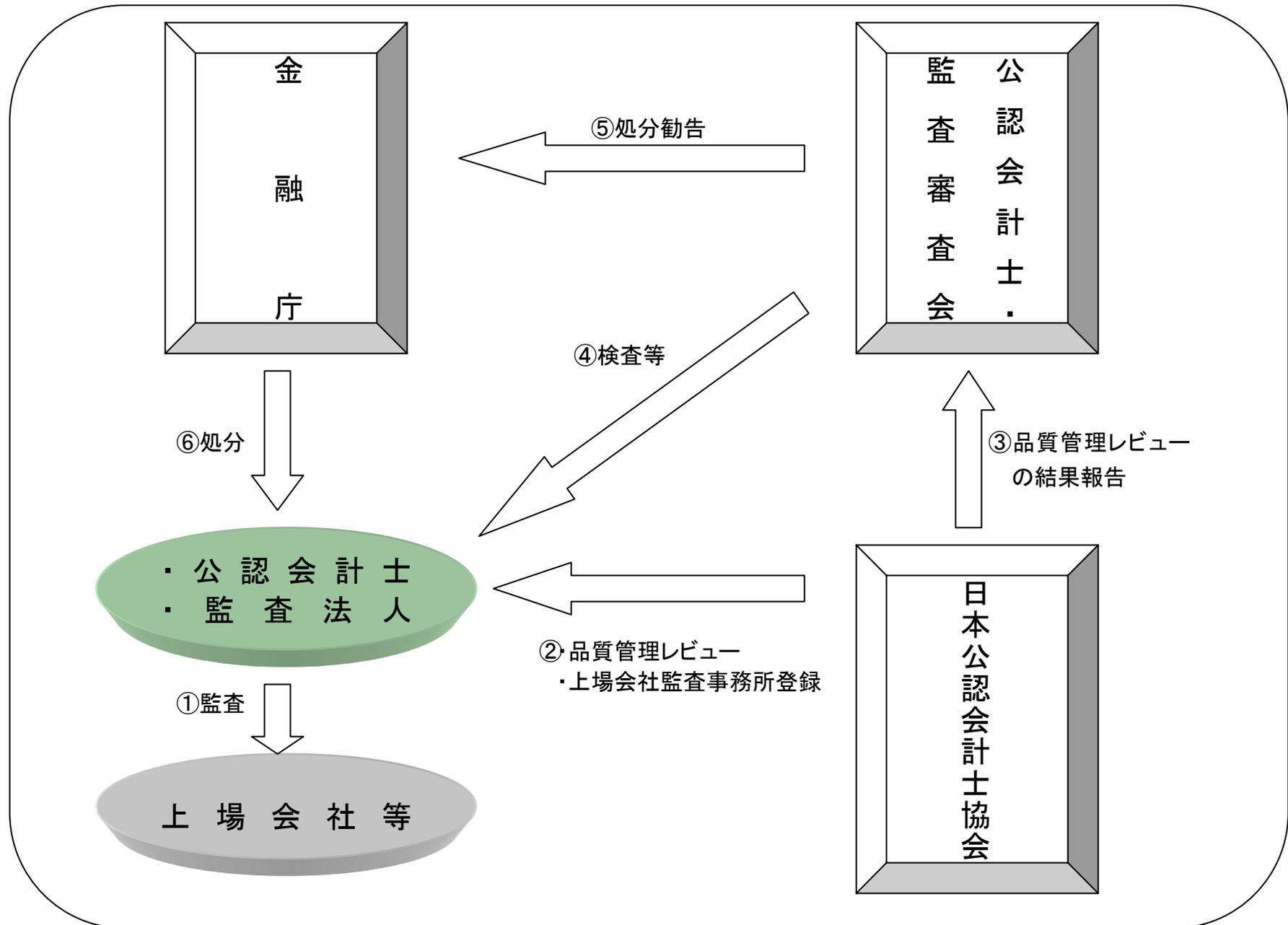
- ・ 平成19・20年度：当該年度の不足単位数の累計が81単位以上の者。
- ・ 平成18年度：当該年度の不足単位数の累計が61単位以上の者。
- ・ 平成16・17年度：法定監査従事者(協会に提出された監査概要書、監査実施報告書により確認)。

平成20年度CPE義務不履行者のうち氏名等公表された者の
義務不履行の理由

義務不履行の理由	人数	構成比
CPEに対して否定的	17	14.2%
税務のみを行っているため	12	10.0%
業務を全く行っていないため	6	5.0%
多忙だから	2	1.7%
病気のため	2	1.7%
履修結果を協会に申告するのを失念	2	1.7%
免除申請を失念	1	0.8%
理由不明	90	75.0%
連絡が取れない（登録先の電話は現在使用されていない）	27	22.5%
電話は通じるものの本人と直接話ができない	22	18.3%
連絡先不明	17	14.2%
不在（留守電設定なし）	15	12.5%
合 計	120	100.0%

公認会計士及び監査法人に対する品質管理のスキーム

【品質管理対策①】



協会による品質管理レビュー制度

【品率管理対策②】

① 品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、大会社等の監査業務を行っている監査事務所を対象に、原則として3年に一度は品質管理レビューを実施。レビュー結果に基づき、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を監査事務所に交付。

② フォローアップ・レビュー

監査事務所が講じた品質管理レビューの改善措置について、その改善状況を必要に応じて確認。

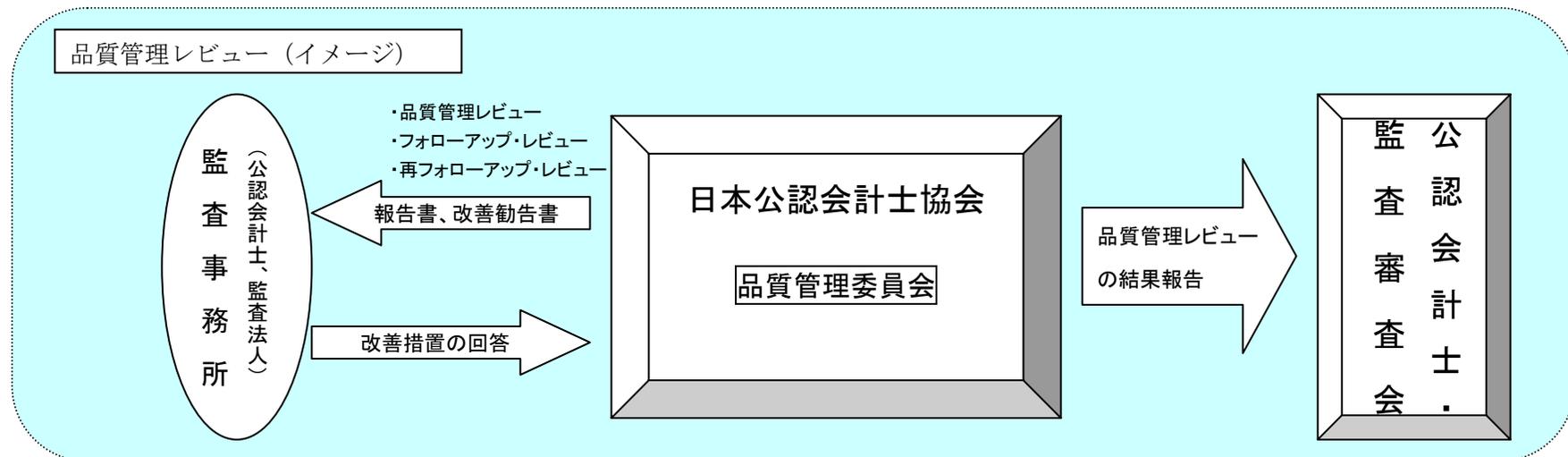
③ 再フォローアップ・レビュー

フォローアップ・レビューで改善が不十分とされた監査事務所について、その改善状況を確認。

○品質管理レビューの実施状況

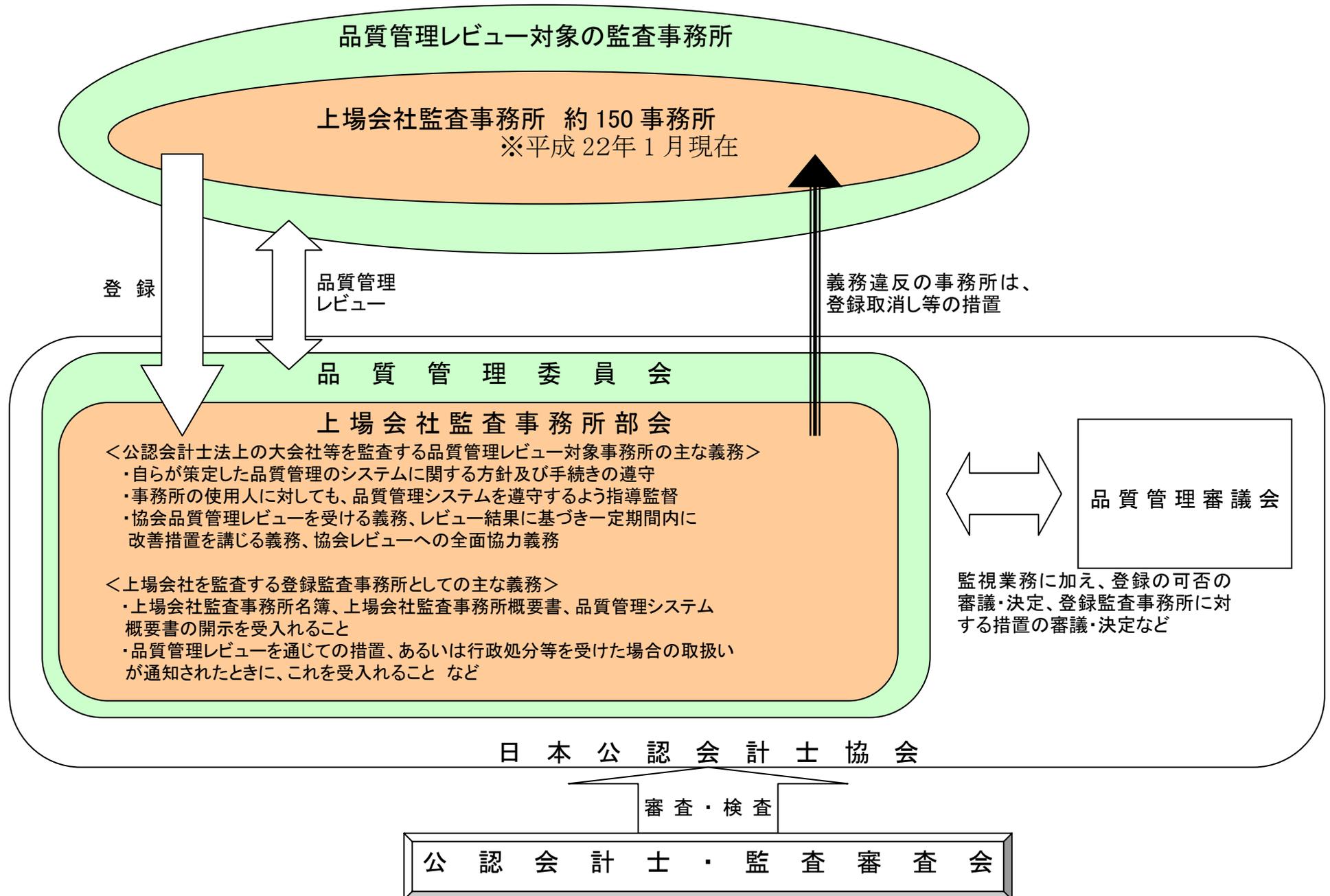
(事務所数)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
品質管理レビュー	87	94	140	137	131	120
フォローアップ・レビュー					104	68
再フォローアップ・レビュー					—	14



協会による上場会社監査事務所の登録等

【品質管理対策③】



公認会計士法に基づく公認会計士・監査法人に対する処分等の体系

【公認会計士】

	戒告	業務停止	登録抹消	課徴金	業務改善指示
虚偽証明（故意）		○	○	○(※2)	
虚偽証明（過失）	○	○		○(※2)	
法令違反	○	○	○		○(※1)
著しく不当な業務運営	○	○			○(※2)

【監査法人】

	戒告	業務停止	解散命令	課徴金	業務改善指示	業務改善命令
虚偽証明（故意）	○	○	○	○(※2)		○(※2)
虚偽証明（過失）	○	○	○	○(※2)		○(※2)
法令違反	○	○	○		○(※1)	○(※2)
著しく不当な業務運営	○	○	○		○(※1)	○(※2)

(※1)平成15年法改正により、平成16年度から導入。

(※2)平成19年法改正により、平成20年度から導入。

協会及び審査会による品質管理の運用状況

【品質管理対策⑤】

○協会による品質管理レビュー報告書交付状況

(監査事務所数)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
限定事項のない結論	60	75	69	98	83
限定事項付き結論	34	59	67	30	37
否定的結論	—	5	1	3	—
合計	94	139	137	131	120

(※)「限定事項」とは、「監査の品質管理」等に適合していない重要な事項をいう。

○審査会による検査等実施状況

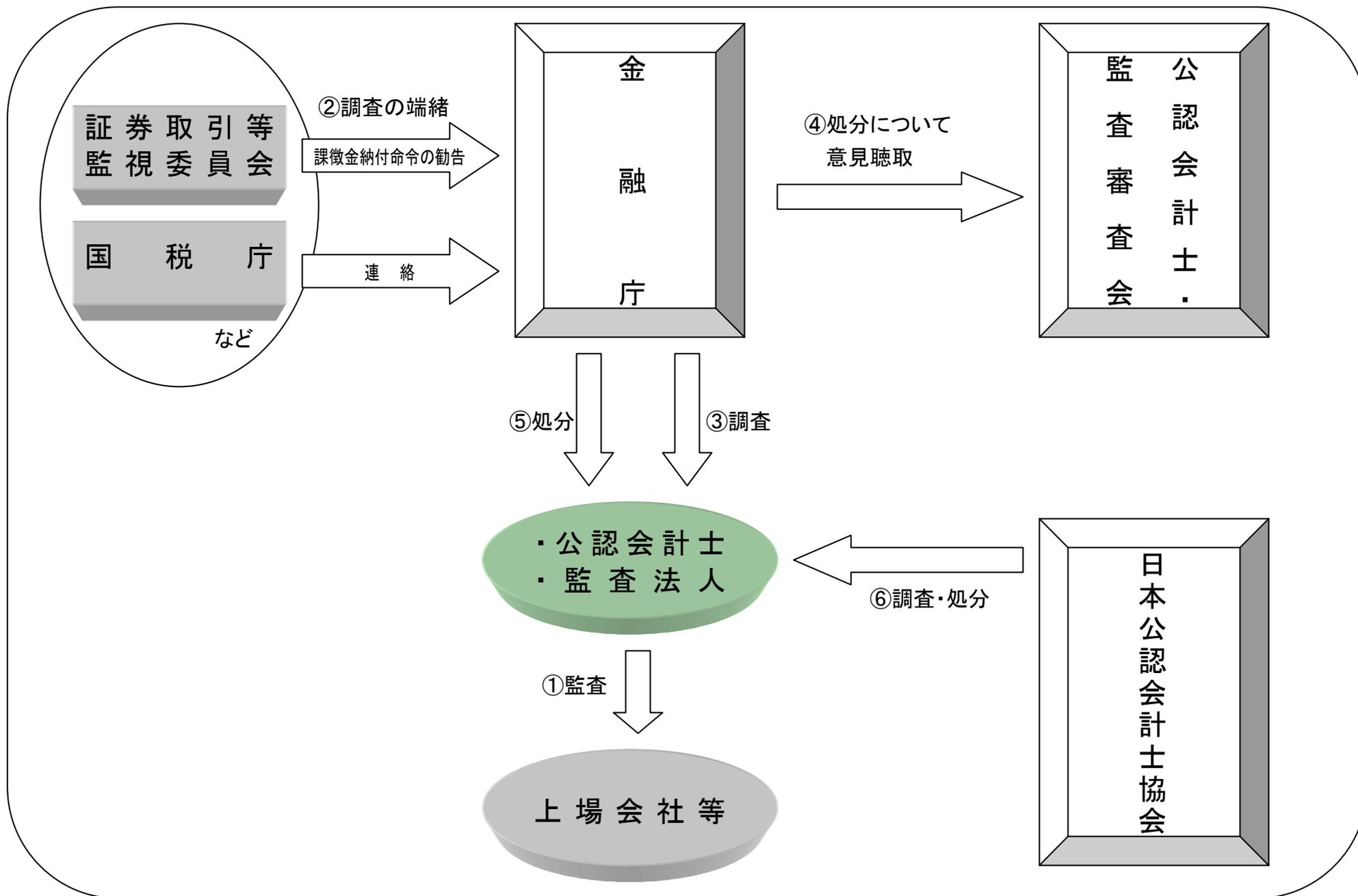
(監査事務所数)

	平成16年度 (H17.11.28現在)	平成17年度 (H18.9.13現在)	平成18年度 (H19.6.30現在)	平成19年度 (H20.6.30現在)	平成20年度 (H21.6.30現在)
報告徴収	62	69	71	32	37
	平成16事務年度	平成17事務年度	平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度
検査	2	12	16	11	6
	平成16事務年度	平成17事務年度	平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度
勧告	0	4	3	5	1

公認会計士法に基づく処分事例(平成18年度以降)
〈業務管理体制の不備〉

調査の端緒	処分年月日	事 案	監査法人・公認会計士	処分の内容
審査会の勧告 18.6.30	18.7.7	著しく不当な業務運営	あずさ監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 18.6.30	18.7.7	著しく不当な業務運営	監査法人トーマツ	業務改善指示
審査会の勧告 18.6.30	18.7.7	著しく不当な業務運営	新日本監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 18.6.30	18.7.7	著しく不当な業務運営	中央青山監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 18.11.29	18.12.13	著しく不当な業務運営	有恒監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 19.3.28	19.4.27	著しく不当な業務運営	麴町監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 19.7.5	19.7.18	著しく不当な業務運営	東陽監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 19.10.25	19.11.6	著しく不当な業務運営	なごみ監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 20.2.7	20.2.22	著しく不当な業務運営	KDA監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 20.3.5	20.3.18	著しく不当な業務運営	六本木監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 20.3.28	20.4.18	著しく不当な業務運営 同時提供の禁止違反	福北監査法人	業務改善指示 戒告
審査会の勧告 20.4.16	20.4.30	著しく不当な業務運営 同時提供の禁止違反	監査法人夏目事務所	業務改善指示 戒告
委員会の勧告 20.4.22	20.10.24	著しく不当な業務運営	監査法人夏目事務所	業務改善指示
審査会の勧告 21.2.17	21.3.13	著しく不当な業務運営	監査法人ウィングパートナーズ	一部業務停止1年＋ 業務改善命令

個別事案についての公認会計士法に基づく公認会計士等の処分のスキーム



証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る勧告及び告発

(件数)

区分	事務年度	平成17	平成18	平成19	平成20
	課徴金納付命令に関する勧告	0	5	10	12
	刑 事 告 発	4	1	2	4
	合 計	4	6	12	16

公認会計士法に基づく処分事例(平成18年度以降)
〈虚偽証明〉

【法令処分③】

処分年月日	虚偽証明の期間	事案	調査の端緒	監査法人・公認会計士	処分の内容
18.5.10	H11.3月期～H15.3月期	故意による虚偽証明 (カネボウ)	告発	中央青山監査法人	業務停止2ヶ月
18.5.24				公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士	登録抹消 登録抹消 業務停止1年 登録抹消
18.7.13	H15.3月期	過失による虚偽証明 (東北文化学園)	外部から連絡	公認会計士	業務停止3ヶ月
18.11.30	H11.3月期～H13.3月期	過失による虚偽証明 (ケイビー)	告発	日栄監査法人 公認会計士 公認会計士 公認会計士	戒告 業務停止6ヶ月 業務停止3ヶ月 業務停止3ヶ月
19.4.27	H14.3月期～H17.9月期	故意による虚偽証明 (TTGホールディングス)	勧告	麴町監査法人 監査法人つばき 公認会計士 公認会計士 公認会計士	戒告 戒告 登録抹消 登録抹消 登録抹消
19.6.4	H16.9月期	故意又は過失による虚偽証明 (ライブドア) 信用失墜行為(監査補助者)	告発	公認会計士 公認会計士 公認会計士	登録抹消 業務停止9ヶ月 業務停止6ヶ月
19.11.22	H15.3月期～H17.3月期	過失による虚偽証明 (サンビシ)	告発	ビーエー東京監査法人 公認会計士 公認会計士	一部業務停止1ヶ月 業務停止6ヶ月 業務停止6ヶ月
20.7.11	H13.3月期～H17.3月期	過失による虚偽証明 (三洋電機)	勧告	公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士	業務停止2年 業務停止2年 業務停止6ヶ月 業務停止9ヶ月
20.10.24	H19.3月期	過失による虚偽証明 (セタ)	勧告	監査法人夏目事務所 公認会計士 公認会計士	一部業務停止1ヶ月 業務停止3ヶ月 業務停止3ヶ月
21.7.8	H20.3月期	過失による虚偽証明 (ゼンテック)	勧告	監査法人ウィングパートナーズ 公認会計士	業務停止1ヶ月＋業務改善命令 業務停止3ヶ月
	H17.8月期	過失による虚偽証明 (ペイントハウス)	協会から請求	公認会計士	業務停止1年3ヶ月
	H20.3月期、H17.8月期	過失による虚偽証明 (ゼンテック、ペイントハウス)	勧告 協会から請求	公認会計士	業務停止1年6ヶ月

(※1)平成15年法改正の処分規定は、平成16年4月1日以後にした虚偽又は不当に証明する行為等について適用。

(※2)平成19年法改正の処分規定は、平成20年4月1日以後にした虚偽又は不当に証明する行為等について適用。

(※3)勧告・告発については証券取引等監視委員会によるもの。

公認会計士法に基づく処分事例(平成18年度以降) 〈法令違反〉

処分年月日	事案	調査の端緒	監査法人・公認会計士	処分の内容
18.7.13	自己脱税	外部から連絡	公認会計士	業務停止1ヶ月
18.9.14	自己脱税	外部から連絡	公認会計士	業務停止1ヶ月
20.4.9	信用失墜行為、守秘義務違反 (インサイダー取引)	勧告	公認会計士	業務停止1年6ヶ月
21.6.23	信用失墜行為 (インサイダー取引)	勧告	公認会計士	業務停止3ヶ月
21.12.25	自己脱税	外部から連絡	公認会計士	業務停止1ヶ月

協会による監査業務審査会活動状況

【監査業務審査会の調査対象事案】

① 個別監査事案

粉飾決算の疑念・不正経理・架空循環取引・倒産・経営破綻等に関する案件や、近年多く見られる会社の決算訂正に関する情報を目安に調査対象を抽出。

〈最終結論の分類〉

- ・ 審査終了(問題なし)・・・特に指摘すべき事項なしとして審査終了
- ・ 審査終了(意見付記)・・・監査慣行から監査手続の不備とは言えないまでも今後の監査業務に参考となる意見を付記したうえで審査終了
- ・ 勧告・・・下記分類(綱紀審査会回付)には至らないものの、監査手続等において不十分な点があるとして勧告し、必要に応じて改善措置の状況について回答を求める。
- ・ 綱紀審査会回付・・・法令等違反の事実については原則として審査を要するものとして綱紀審査会へ回付。

② 監査人途中交代事案

公開会社の監査において、監査人の途中交代(任期満了前)の場合、交代の経緯及び引継の状況等を把握するため、前任及び後任監査人に対して、文書による照会を行う。

③ 特定調査事案

業種を特定した監査時間、監査報酬あるいは業種全体としての監査実施状況の把握のための調査や会長が必要と認めた特別事案の調査。

④ 倫理事案

公認会計士法、税理士法、会則、規則の違反や犯罪等の行為が行われた場合は、調査を行い、それが事実と判断された場合は綱紀審査会への回付。

○調査事案の発生・処理状況

〈件数〉

	繰越案件 (20年7月以前から)	新規案件 (20年8月～21年7月)	処理案件 (20年8月～平成21年7月)				未処理案件
			(問題なし)	(意見付記)	(勧告)	(綱紀審査会回付)	
①個別監査事案	27	65	12	7	21	11	41
②監査人途中交代事案	11	44	4	44			7
③特定調査事案	0	0	0				0
④倫理事案	0	4	2	2			0